

協議 2 号

長野市教育委員会関係個人情報の保護に関する法律施行細則（案）要綱

教育委員会事務局総務課

事 項	説 明
1 制定の理由	個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令及び長野市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めることに伴い、制定するもの
2 規則（案）の 内 容	(1) 法の施行については、長野市個人情報の保護に関する法律施行細則の規定の例によるものと定める（第 2 条関係）。 (2) 教育委員会関係長野市個人情報保護条例施行規則の廃止（附則第 2 項関係）
3 施 行 期 日	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に掲げる規定の施行の日（令和 5 年 4 月 1 日）から施行する。
4 審 議 状 況	(1) 総 務 部 総 務 課 と の 協 議 3 月 8 日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 3 月 13 日

長野市教育委員会関係個人情報の保護に関する法律施行細則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び長野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長野市条例第43号）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（市長部局の例）

第2条 法の施行については、長野市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年長野市規則第3号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

（教育委員会関係長野市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 教育委員会関係長野市個人情報保護条例施行規則（平成4年長野市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

長野市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長並びに財産区をいう。

2 この条例において「財産区」とは、東条財産区、西条財産区、西寺尾本郷財産区、豊栄財産区、今井財産区、松代財産区、大岡中牧財産区、日原財産区、信級財産区及び信州新町中牧財産区をいう。

3 前2項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（条例個人情報ファイル簿）

第3条 実施機関等は、実施機関等が定めるところにより、当該実施機関等が保有している個人情報ファイル（法第75条第1項の規定により個人情報ファイル簿を作成し、公表することとなるものその他実施機関等が定めるものを除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下この条において「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 当該実施機関等の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（次項において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（次号及び第7号において「記録情報」という。）の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を当該実施機関等以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 法第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(9) 法第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨

(10) その他実施機関等が定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、記録項目の一部若しくは前項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事

業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関等が定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(費用の負担)

第7条 法第87条第1項の規定により地方公共団体等行政文書の写し等の交付を受けるとする者は、実費の範囲内において実施機関等が定める費用を負担するものとする。

(開示請求に係る手数料)

第8条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零とする。

(訂正請求の手続)

第9条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関等が定める事項を記載することができる。

(利用停止請求の手続)

第10条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関等が定める事項を記載することができる。

(長野市個人情報保護審査会への諮問)

第11条 実施機関等は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、長野市個人情報保護審査会条例（令和4年長野市条例第 号）第1条に規定する長野市個人情報保護審査会に諮問することができる。ただし、長野

市国民健康保険診療所設置条例（昭和41年長野市条例第70号）第1条に規定する診療所の運営に係るものを除く。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関等における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- （委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関等が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。
（長野市個人情報保護条例の廃止）
- 2 長野市個人情報保護条例（平成3年長野市条例第32号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の長野市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条第3項、第11条第2項並びに第12条第1項及び第2項の規定による知り得た旧条例第2条第4号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行前において旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）から委託を受けて旧個人情報の取扱いを伴う業務に従事していた者
 - (2) この条例の施行前において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設の管理の事務に従事していた者
 - (3) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関の職員（以下「旧実施機関職員」という。）である者又はこの条例の施行前において旧実施機関職員であった者
 - (4) この条例の施行の際現に旧条例第12条第2項に規定する派遣労働者（以下「旧派遣労働者」という。）である者又はこの条例の施行前において旧派遣労働者であった者
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第13条、第21条又は第26条の規定による請求がされた場合における旧条例第13条第1項に規定する記録個人情報の開示、訂正並びに抹消及び利用又は提供の中止については、なお従前の例による。
- 5 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第52条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役

又は 100万円以下の罰金に処する。

- 6 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 法人（国又は地方公共団体を除く。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。
- 8 この条例の施行前にした行為及び附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前4項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
（長野市手数料条例の一部改正）
- 10 長野市手数料条例（平成12年長野市条例第2号）の一部を次のように改正する。
別表第4の1の2中「第68号」の次に「。以下この表の1の2において「法」という。」を加え、「行政不服審査法第38条第1項（同法第9条第3項）」を「法第38条第1項（法第9条第3項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項）」に、「及び」を「並びに」に、「同法第81条第3項」を「法第81条第3項」に、「同法第78条第1項」を「法第78条第1項」に改める。

長野市個人情報の保護に関する法律施行細則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び長野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長野市条例第43号。以下「条例」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

（条例個人情報ファイル簿）

第3条 市長は、条例第3条第1項に規定する個人情報ファイル（次項及び第4項において「個人情報ファイル」という。）を保有するに至ったときは、直ちに、条例個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 条例個人情報ファイル簿は、市長が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 市長は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 市長は、条例個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき又はその個人情報ファイルが政令第20条第2項で定める数以上となったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 市長は、条例個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを市長が指定する事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第3条第1項に規定する実施機関等が定めるものは、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルを除く。）及び法第75条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しない個人情報ファイルとする。

7 条例第3条第1項第10号に規定する実施機関等が定める事項は、政令第21条第6項各号に掲げる事項とする。

（個人情報ファイル簿）

第4条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿は、長野市個人情報ファイル簿（単票）（様式第1号）とする。

（開示請求）

第5条 条例第4条に規定する実施機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求をする者の連絡先

(3) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第77条第1項に規定する開示請求書は、長野市保有個人情報開示請求書（様式第2号）とする。

3 政令第22条第3項の規定により代理人が開示請求をする場合に提示し、又は提出する委任状は、長野市保有個人情報開示請求委任状（様式第3号）とする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与）

第6条 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、長野市保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第4号）により行うものとする。

（開示の実施）

第7条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法（市長が保有する機器又は処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）により行うことができる方法に限る。）とする。

(1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

(2) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

(3) 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧、聴取又は視聴の用に供するために市長が保有するものに限る。）により再生したものの閲覧、聴取又は視聴

(4) 当該電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録に係る記録媒体（市長が指定するものに限る。）に複製したものの交付

(5) その他当該電磁的記録に応じて市長が適当と認める方法

（開示の実施の方法等の申出）

第8条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、長野市保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第5号）により行うものとする。

（写しの送付に要する費用の納付方法）

第9条 政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、納付書又は郵便切手で納付する方法その他市長が適当と認める方法とする。

（訂正請求）

第10条 条例第9条に規定する実施機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訂正請求の年月日

(2) 訂正請求をする者の連絡先

(3) 代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、長野市保有個人情報訂正請求書（様式第6号）とする。

3 政令第29条において準用する政令第22条第3項の規定により代理人が訂正請求をする場合に提示し、又は提出する委任状は、長野市保有個人情報訂正請求委任状（様式第7号）とする。

（利用停止請求）

第11条 条例第10条に規定する実施機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用停止請求の年月日
 - (2) 利用停止請求をする者の連絡先
 - (3) 代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあつては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別
- 2 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、長野市保有個人情報利用停止請求書（様式第8号）とする。
- 3 政令第29条において準用する政令第22条第3項の規定により代理人が利用停止請求をする場合に提示し、又は提出する委任状は、長野市保有個人情報利用停止請求委任状（様式第9号）とする。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。
（長野市個人情報保護条例施行規則の廃止）
- 2 長野市個人情報保護条例施行規則（平成3年長野市規則第28号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この規則の施行の際現に市長が保有している条例第3条第1項に規定する個人情報ファイルについての第3条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この規則の施行後遅滞なく」とする。

様式第1号（第4条関係）

長野市個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	<input type="checkbox"/> 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿 <input type="checkbox"/> 条例個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記 録 項 目		
記 録 範 囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		

(裏)

3 本人確認等

ア 開示請求をする者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求する場合には、上記のいずれかの書類の写しに加えて、住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 ふりがな (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第3号（第5条関係）

長野市保有個人情報開示請求委任状

代理人 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限
及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他個人情報の保護に関する法律施行令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

委任者 住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先（電話） _____

注 次のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については、市区町村の長の登録を受けた印鑑（実印）とし、印鑑登録証明書（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付すること。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードを除く。）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付すること。

様式第4号（第6条関係）

長野市保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（宛先）

ふりがな

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第5号（第8条関係）

長野市保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（宛先）

ふりがな

氏名

住所又は居所

〒

連絡先（電話）

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の文書番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
実 施 の 方 法	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前 ・ 午後

4 写しの送付の希望の有無

有 ・ 無

様式第6号（第10条関係）

（表）

長野市保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先）

ふりがな

氏名

住所又は居所

〒

連絡先（電話）

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

様式第7号（第10条関係）

長野市保有個人情報訂正請求委任状

代理人 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

委任者 住所 _____

氏名 _____ (印)

連絡先（電話） _____

注 次のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については、市区町村の長の登録を受けた印鑑（実印）とし、印鑑登録証明書（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付すること。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードを除く。）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付すること。

様式第8号（第11条関係）

（表）

長野市保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先）

ふりがな

氏名

住所又は居所

〒

連絡先（電話）

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 （理由）

様式第9号（第11条関係）

長野市保有個人情報利用停止請求委任状

代理人 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

委任者 住所 _____

氏名 _____ (印)

連絡先（電話） _____

注 次のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については、市区町村の長の登録を受けた印鑑（実印）とし、印鑑登録証明書（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付すること。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードを除く。）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付すること。